

地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部）

令和4年度当初予算案額 8.2億円、令和3年度補正予算額 30.0億円

（3年度当初予算額 8.2億円、令和2年度第3次補正予算額 11.8億円）

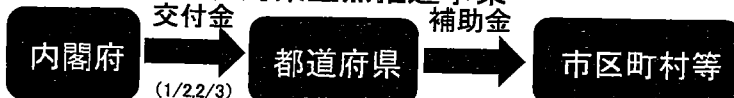
事業概要・目的

2020年の出生数が約84万人と過去最低となる厳しい状況の下、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組を支援する。（中略）あわせて、婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援する」とされており、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

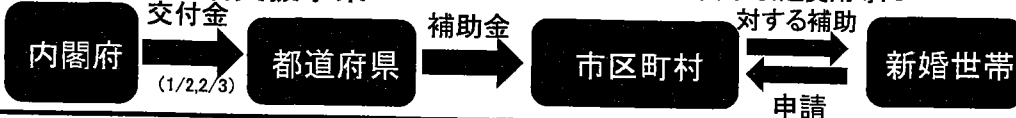
これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

資金の流れ

(1) 地域少子化対策重点推進事業



(2) 結婚新生活支援事業



事業イメージ・具体例

内閣府HP抜粋

1. 地域少子化対策重点推進事業

(1) 優良事例の横展開支援事業（補助率：1/2）

地方自治体が地域の実情や課題に応じて実施する総合的な少子化対策の取組を支援し、優良事例を横展開します。

- ① 結婚に対する取組
- ② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

(2) 重点課題事業（補助率：2/3）

第4次少子化社会対策大綱の主旨や、コロナ禍において孤立化しがちな子育て世帯の状況を踏まえた取組を重点的に支援します。

- ① 自治体間連携を伴う広域的な結婚支援等の取組
- ② 大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組

2. 結婚新生活支援事業（補助率：1/2, 2/3）

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

- ① 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）
- ② 一般コース（補助率：1/2）

期待される効果

○財源が課題となって自治体がこれまで十分取り組むことができなかった未婚化・晩婚化対策の取組や子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組が全国津々浦々に拡大します。

○経済的負担がネックとなって結婚に踏みきれない者が多い中、結婚の希望の実現に向けた後押しとなります。

令和3年度結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果 (令和4年8月)

【調査方法】

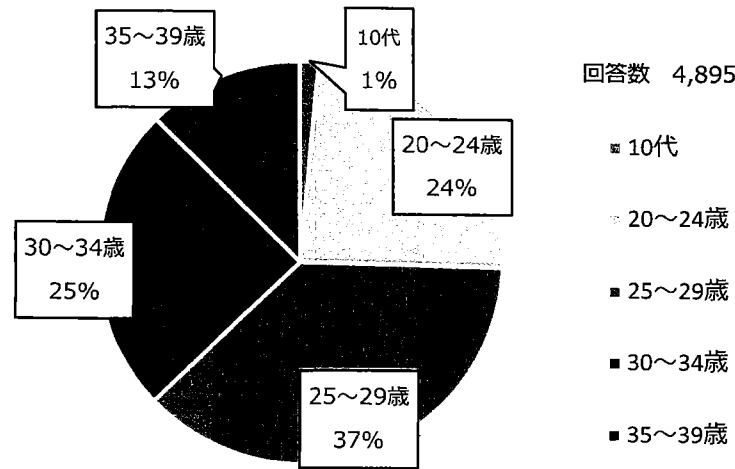
結婚新生活支援事業実施自治体における結婚新生活支援事業費補助金申請世帯を対象としたアンケート調査

恒松恵子議員

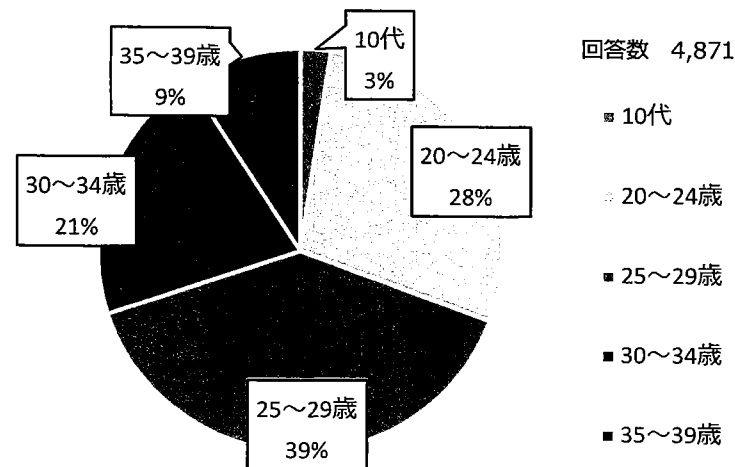
資料2

世帯の年代

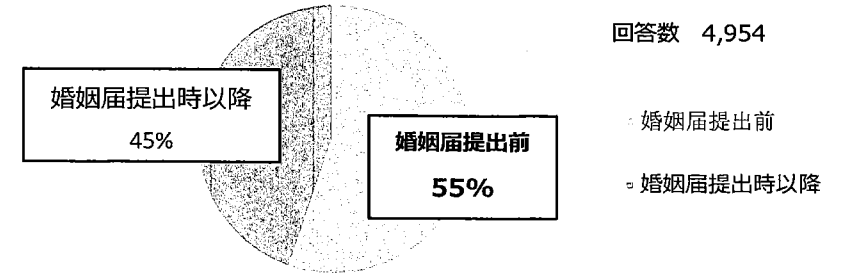
夫の年代



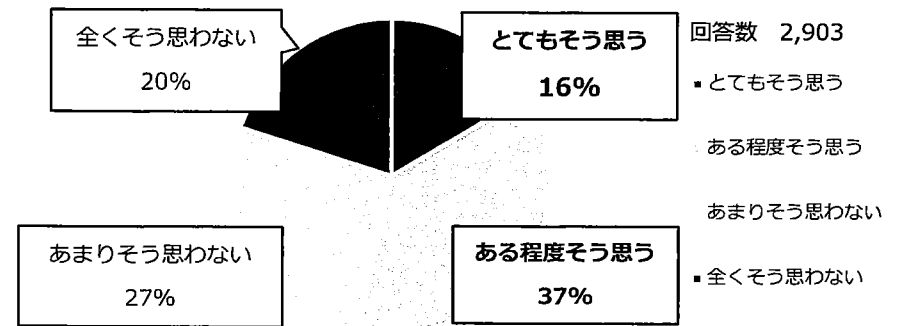
妻の年代



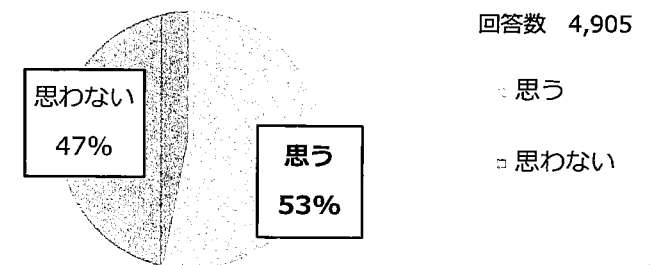
Q1.本事業についてどのタイミングで知ったか



Q2. Q1で婚姻届提出前に本事業を知ったと答えた方への質問。本事業は結婚へのきっかけの1つになったか

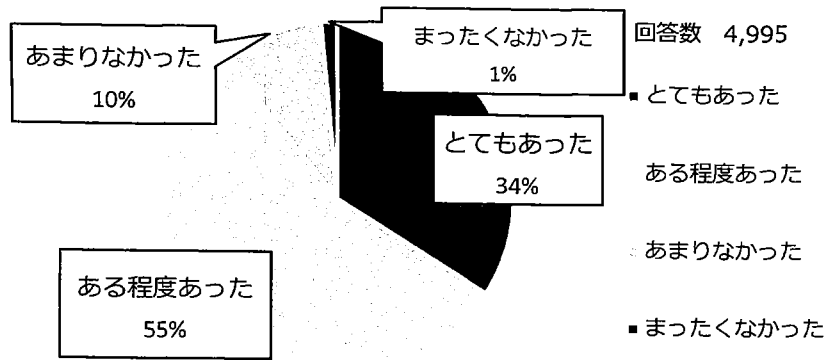


Q3.国や市区町村の周知は十分だと思うか。

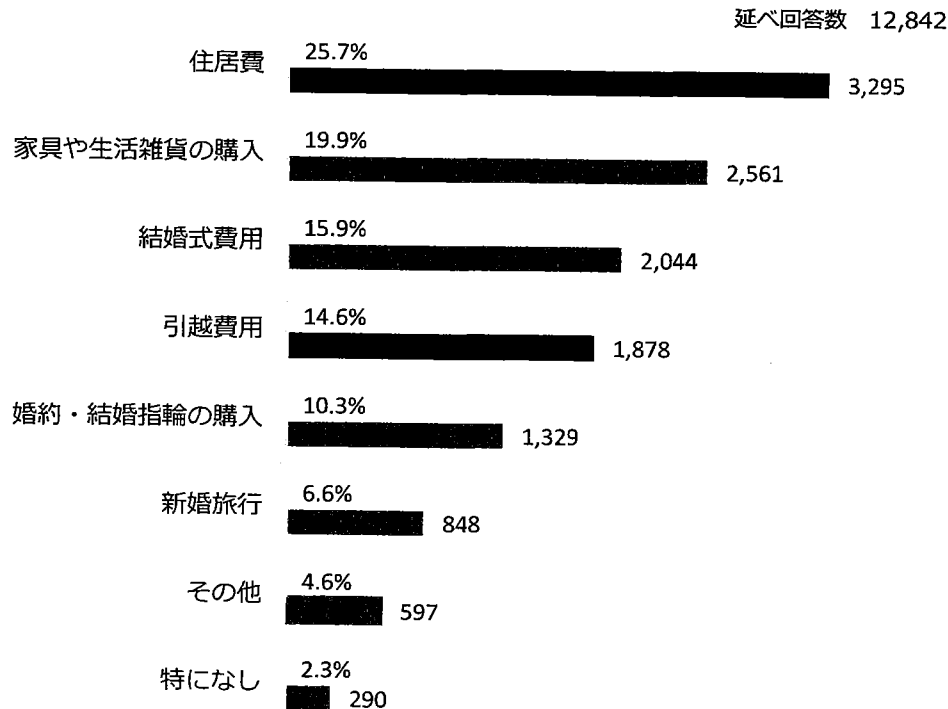


内閣府HPに掲載

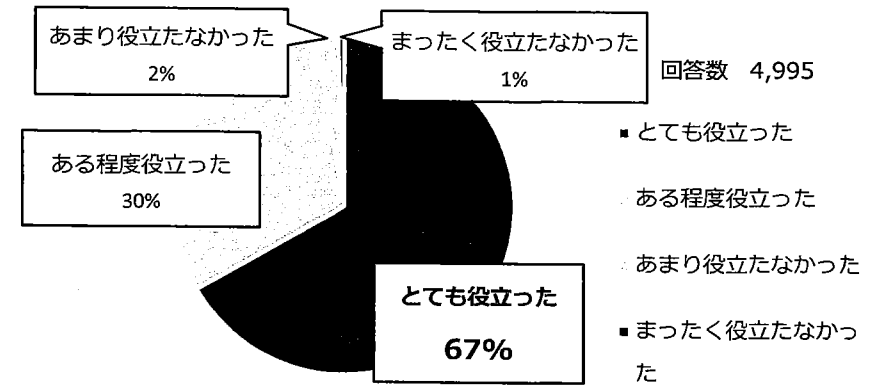
Q4.結婚にあたって経済的不安があったか。



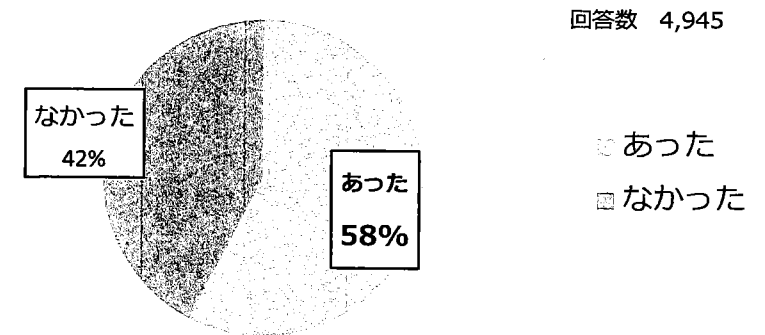
Q5.結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか。(複数回答可)



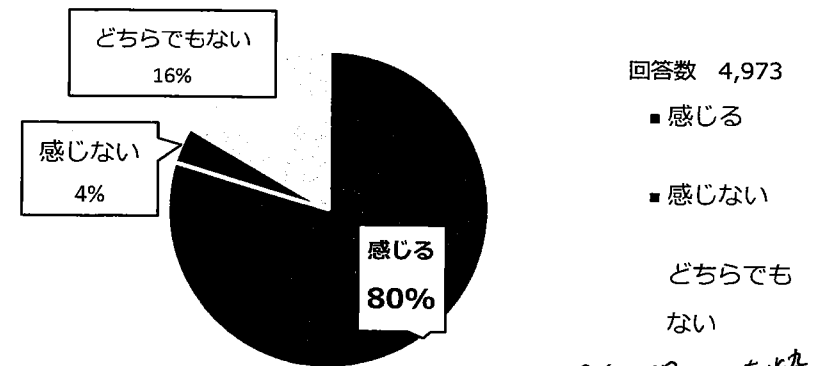
Q6.結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立ったと思うか



Q7.結婚に伴う費用について、親族や勤務先から支援があったか。



Q8.本事業により結婚が地域に応援されていると感じるか。



内閣府HPより抜粋

令和4年度 美祢市結婚新生活支援事業概要について

美祢市では新婚世帯が良好な住環境で新生活をスタートできるように、新居の住居費、引越し費用、リフォーム費用及び新生活準備費用などを1世帯あたり最大36万円支援します。

1 対象となる世帯について

下記①～⑧すべてに該当する世帯または令和3年度に当該事業による補助を受給した世帯のうち、その受給額が補助上限額に達していない世帯(以下、「令和3年度交付決定者世帯」という。)で、次の②～⑧すべてに該当する世帯が対象となります。



- ① 令和4年1月1日から令和5年3月31日に婚姻届が受理された世帯
- ② 美祢市に住民票がある世帯
- ③ 夫婦の令和3年(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の所得額の合計が400万円未満である世帯
 - ※1 貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得額から控除します。
 - ※2 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時無職の者は、所得なしとして算出します。
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 補助金交付後継続して3年以上美祢市に定住する意思がある世帯
- ⑥ 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でない世帯
- ⑦ 夫婦ともに市税等の滞納がない世帯
- ⑧ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

2 対象となる経費について

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払われた下記経費

- ① 新居の住居費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、取得費)
 - ② 引越し費用
 - ③ リフォーム費用 ①+②+③の費用 1世帯あたり最大30万円
 - ④ 新生活に必要な家具・家電等の購入費 1世帯あたり最大6万円
- ※ ①②③は、令和3年10月1日以降の転居した新居に係る費用に限ります。
 ※ ④は、市内の店舗で購入した単価1万円以上(税込)のものに限ります。
 ※ 令和3年度交付決定者世帯においては、上記の額から当該年度の受給額を差し引いた額を限度とします。



3 申込受付期限について

令和5年3月31日

4 申請・お問合せ先について

美祢市総務企画部地域振興課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1

電話：0837-52-1128 E-mail chiikishinkou@city.mine.lg.jp